

アメリカ労働組合運動の戦線統一

— AFLとCIOの合同について —

平 田 隆 夫

AFL (American Federation of Labor) と CIO (Congress of Industrial Organizations) とは、この度合同して新連盟を結成することとなり、一九五五年十二月五日、ニューヨーク市に於て、その合同大会が開催せられた。新連盟は、両者の名前をそのまま結合して American Federation of Labor and Congress of Industrial Organizations と称せられる。一般には AFL-CIO の略称が使用せられるが、これによって、約二十年間に亘る両者間の対立・抗争関係に終止符がうたれ、宿願であつたアメリカ労働組合運動に於ける戦線統一が達成せられたのである。新連盟 AFL-CIO の組合員総数は、約一千五百万人と言われる。全米労働組合員の総数は、約一千八百万人と推算されているから、新連盟は、実にアメリカ組織労働者の約八五%を包擁する訳である。アメリカ労働運動の戦線は、AFL-CIO に於て、一応統一されたと言つても過言ではないであらう。

周知のように、CIO が AFL から名実ともに独立したのは、一九三八年十一月であつた。しかし乍らその原

因をなしたものは、一九三五年十一月九日、AFL内に於ける産業別組織委員会 (Committee for Industrial Organization) の結成である。これはアメリカ鉱夫総同盟 (United Mine Workers of America) の会長ジョン・ルイス (John L. Lewis) の指導の下に、AFL所属の八組合の組合長によって組織されたものであり、その目的は、大量生産工場等に於ける未組織労働者を産業別に組織化せんとするものであった。当時製鉄、自動車、ゴム、電気器具等の諸産業は未組織の状態であつたから、その組織化が要望された次第であるが、従業員の大部分が半熟練又は不熟練の労働者であつたため、AFLの伝統たる職業別組合主義 (Craft unionism) を固執する限り、これら大量生産工場の組織化は殆んど不可能であつた。ここに於て、産業別組合主義 (Industrial unionism) を提唱する産業別組織委員会が発足するに至つたのである。しかしこれは職業別組合を主体とするAFLの組織原理と鋭く対立する。産業別組織委員会が、AFLを分裂に導くものとして非難攻撃の的となつたことは当然である。AFLの執行部は、その即時解体を勧告したけれども、ルイスはこれを拒否したので、一九三八年五月、遂にAFLは、産業別組織委員会に参加している諸組合を除名すると言う強硬手段に出た。除名された組合が、CIOを組織してAFLから独立したのは、数ヶ月の後である。^①かくてアメリカの労働組合運動は、その後AFLとCIOの二大陣営に分裂して、相互に対立・抗争を続けたのである。

かくの如くAFLの職業別組合主義に反抗して結成されたCIOは、産業別組合主義の旗の下に、主として大量生産工場に於ける未組織労働者の組織化に専念した。一九三五年のワグナー法が、そのために有利な条件を提供したことは言うまでもない。当時製鉄、自動車、ゴム等の諸産業に於ける未組織の不熟労働者乃至半熟練労働者は、AFL幹部の保守性と消極性に不満を抱いていたので、CIOによるこれら諸産業の組織化は、急速に進

展を見ることとなつたのである。製鉄産業や自動車産業に於て、AFLに対抗する強力な産業別組合が組織されるに至つたのは、全くCIOの不断の組織活動に負うところ甚大であると言わなければならぬ。しかし乍ら、CIOのかかる強力な組織活動は、AFLのそれと当然衝突するのであり、ここに組合の管轄権をめぐるの激しい闘争が、AFLとCIOとの間に展開された。管轄権紛争 (Jurisdictional disputes) と称せられるものがこれであり、そのため屢々ストライキの発生を見たことも、人々の知る通りである。

組合の組織原理を異にするAFLとCIOとが、既得の管轄権をめぐる、又新らたなる管轄権の獲得をめぐる、相互に激突したことが、両者の対立の溝を深めたことは事実である。しかし乍ら分裂後二十年に亘り両者を対立せしめた原因は、単に職業別か産業別かと言つた組織原理の相違のみにあつた訳ではない。この外にも、二、三の原因が潜んでいて、これが両者の合同を妨げていたのである。その一つは、政治活動に対する態度である。周知のように、AFLは、彼等自身の政党を結成しないのみならず、政治活動に於ては中立的立場を堅持し、コンパースのいわゆる *Reward your friends and punish your enemies* を原則としたのである。政治的に中立であることが、労働組合の利益を擁護し、その自主性を保持するために有利であると考へたからである。CIOはこれに対して、組合の政治活動を極めて重要視し、労働者自身の政党を結成することに必ずしも反対ではなかつた。これはCIOの幹部が、AFLのそれに比較して進歩的であつたことにもよるが、当時未だAFLの如く強大でなかつたCIOとしては、組合員の労働条件を改善するために、団体交渉のみでなく、立法的手段に期待せざるを得なかつた事情に帰因するのである。労働者に有利な立法を獲得するには、自然政治活動を強化せざるを得ないであろう。CIOが、政治活動に於て消極的であり大した関心を示さないAFLと常に同一行動をとり

得ない所以である。一九四三年、CIOは政治活動委員会(Political Action Committee)を組織して、組合員のための政治教育活動を強化したが、これは一九四四年の大統領選挙を左右するほどの効果をあげたと言われる。次にこれと多少関連をもつものとして共産主義の問題がある。AFLが終始一貫反共産主義政策を採用していることは周知の通りである。一九四五年世界労連の結成への呼びかけに対しても、AFLは最初からこれを相手にしなかつた。ノ連その他の共産国家の労働組合は、政府の機関にすぎず、真に自主性をもつた民主的労働組合ではないと言うのが、ゴンパース以来AFLの信条である。これに対してCIOには、若干の有力な容共組合が加盟している。一九四五年、CIOが、ノ連の労働組合と共に、積極的に世界労連の結成に参加したのは、CIO内の共産分子の暗躍によると言われるが、CIO全体として容共とは言えないまでも、少くとも反共ではなかつた。^③ CIOに共産主義者が侵入するに至つたのは、創立当初のCIOに有能な組合幹部が不足していたため、ルイスが意識的に共産主義者を利用したことに帰因すると言われるが、一方コミンテルンは、一九三四年以降労働組合に対する戦術を変更し、再びいわゆる内部侵略(Boring from within)主義を採用したので、アメリカの共産主義者達は、一九二九年結成された労働組合統一連盟(Trade Union Unity League)を解体し、創立されて間もないCIOに侵入して、その活躍を始めたと言う事情もあつたのである。換言すれば、新興のCIOは、共産主義者の熱意と組織力とを、その組織活動に於て利用し、共産主義者は、CIOを舞台として、労働組合の内部侵略を推進したのである。その結果、若干の組合に於て共産主義者の支配権が確立するに至つたことは事実である。しかしCIOの最高幹部達は、これがCIOの根本政策と矛盾しない限り、黙認の態度をとつた。これは徹底的反共のAFLと、到底相容れないであろう。更にグリーン、マーレー、ルイス等の如き両連盟の最高幹部の性格

その組合内に於ける勢力や特権が、AFLとCIOとを久しい間対立せしめ、合同を阻害する機縁となったことも見逃し得ない。蓋し諸産業に於て、AFL系並にCIO系組合が結成せられて対立するに至った場合、両者が合同することによって組合幹部の地位は整理され、削減せられると言う不安が存するからであろう。^④又多数のCIO幹部にとって、CIOを、「労働の家」(House of Labor)から脱走した分派的・反逆運動と非難し続けるAFLの会長グリーンと話合うことは、決して容易ではない。^⑤これは一九五二年末、グリーンとCIOの会長マーレーとが相ついで死去し、ミンニーとルーサーとが、それぞれこれと交替したことによって、合同問題が急速に進展するに至った事情を想起すれば充分であろう。これについては後述する。

- ① cf., Paschel, W., Structure and Membership of the Labor Movement. in: Monthly Labor Review. vol. 78. No. 11. Nov. 1955. pp. 1234-35.
- ② Peterson, F., American Labor Unions. Rev. Ed. 1952. pp. 31-32.
- ③ cf., Tati, Ph., The Structure and Government of Labor Unions. 1954. pp. 16-34.; Peterson, op. cit. pp. 23-24, 40-42.
- ④ Seidman, J., Efforts toward Merger 1935-1955, in: Industrial and Labor Relations Review. April. 1956. pp. 368-69.
- ⑤ Seidman, op. cit. p. 360

—

AFLとCIOとを分裂・抗争せしめ、従って又両者の合同を阻害した諸原因は、大体以上の如くである。両

者の合同が実現するためには、これらの諸障害が除去されなければならない。そうして新連盟AFL—CIOの創立は、これらの諸障害が撤去せられ、或はそれが両者の根本的対立の原因としての重要性を喪失するに至ったことを、如実に物語るものと言えよう。次にこれらの事情について説明する。

先ず職業別組合主義と産業別組合主義の対立である。AFLからCIOを離脱せしめた根本的原因が、かかる組合の組織原理に存したことは、先に指摘した通りである。しかし乍ら大量生産工場の不熟練乃至半熟練労働者の組織化が進展するにつれ、CIOは熟練労働者をも無視し得なくなった。一方AFLもCIOの組織化運動に對抗して、不熟練乃至半熟練労働者を組織化することが必要となり、結局産業別組合を認容せざるを得ない事情に立到つたのである。^①かくて日本の真珠湾攻撃が開始せられた頃には、CIOは製鉄、自動車、ゴムその他の主要大量生産工場を組織化することに成功したが、軍需生産の拡大に伴い、AFL並にCIOは、航空機、造船、海運、その他の軍需工場に於てその地位を確立するに至つた。^②かくて職業別組合主義と産業別組合主義との対立は、当初の如き重要性を失い、両者の差別に固執することが、現実には実益に乏しい結果となつた。特にCIOの産業別組合主義は、西欧諸国に於ける場合とは異り、産業の統制とか資本主義社会の変革とか言つた政治的イデオロギーに支えられたものではなく、専ら大量生産工場の組織化を目的とする実利主義に根ざすものであるから、この点に関してAFLとの妥協は、比較的容易である。かくて最近に於ては、組織の上で、AFLとCIOとの間に、大した差異を發見し得ない状態となつていた。

政治活動委員会を組織して、CIOが政治活動を強化したことは既に述べた。しかしAFLに所属する地方組合の中には、CIOの政治闘争に合流した若干の組合があつた。即ち一九三六年、CIO組合が組織した労働非

政党同盟 (Labor's Non-Partisan League) には、若干の A F L 組合が加盟して、これに協力している。A F L の執行部は、後にかかる組合がこの同盟から脱退するよう勧告しているが、A F L としても、第二次世界大戦後の状況の変化に対応して、政治活動を軽視し得ない立場に追いこまれたのである。一九四七年タフト・ハートレー法が、トルーマン大統領の拒否権を乗越えて成立してからは、A F L は従来の消極的な態度を放棄し、積極的に政治的活動に乗出すこととなった。A F L が、同年労働者政治教育同盟 (Labor's League for Political Education) を結成しているのは、全くかかる理由に基くのである。これは C I O の政治活動委員会に対応するものであり、A F L ではこれを拠点として、組合員の政治教育活動が展開されたのである。かくて政治活動の領域に於ても、A F L は著しく C I O に接近することとなり、最早従来の如く C I O の政治性を非難する資格を喪失したのである。

次に共産主義の問題に移ろう。C I O に於ける共産主義者は、組合員総数の一〇%以下に過ぎない少数であったが、その影響力は相当なものであり、若干の組合に強力な足場を構築していた。そうしてその勢力が最高潮に達したのは、第二次世界大戦中であつた。C I O が世界労連の結成に率先して参加したのも、共産主義者の圧力によるものと言われる。しかし乍らルーサー・ヒルマン、その他の最高幹部は、共産主義者ではなかつたし、C I O 所屬の有力組合が、すべて共産主義者の支配に屈服した訳ではなかつた。然るに世界労連の共産分子が、一九四七年マーンシャル計画の実施に反対するに及んで、C I O の内部には反共の勢力が擡頭するに至つた。共産主義は、C I O の基本原則と相容れないことが明瞭になつたからである。一九四九年の第十一次大会に於ては、C I O はその憲章を改正して、共産主義者が組合の役員又は執行委員会の委員となることを禁じ、又共産党の勢力を一掃するため、執行委員会に容共組合を除名し或はその他の適切な措置をとる権限を与えた。その後間もなく

CIOは十一の容共組合の除名を断行した^④。一九五〇年の大会に於ては、左翼の代表者はことごとく敗退し、反共の役員にその地位を譲っている。一方同年初めCIOは、英国労働組合会議とともに、世界労連を脱退し、AFLと協力して、同年十二月、ロンドンに於て、国際自由労連を結成している。AFLとともに国際自由労連に参加したと言うことは、CIOが、AFLと同様、既に反共の戦列につらなっていること物語るものである。かくて反共の一点に於ても、CIOは著しくAFLに接近したと言ひ得るのである。

最後に一九五二年末に於けるAFL、CIOの各会長の交替が注目される。即ち先にも一言した通り、グリーンとマーレーとが、同年十一月相ついで死去したため、これに代つてミンニーとルーサーが、それぞれAFL並にCIOの会長に就任することとなつた。グリーンと異り、ミンニーの人柄は、合同問題を協議するに適しており、一方マーレーの死により、CIOの内部に勢力争いを惹起する虞れがあつて、これらが両者の合同への具體的交渉を急速に進展せしめる結果となつたのである。

かくの如くAFLとCIOの合同を妨げる障害の主要なるものが、最近に於ては殆んど消滅するか或はその重要性を喪失したことを知るであろう。そうしてこれは内外情勢の変化によるものであることは勿論だが、これによつてAFLとCIOとが合同するための前提条件は、少くとも充足したと言わなければならない。これに加うるに、第二次世界大戦中、戦時労働局その他の政府機関には、使用者側の代表者とともに、AFL、CIOの幹部代表者が参加したが、これは両者の幹部間の認識を深め、意志の疎通をはかるのに役立つた。戦後はタフト・ハートレー法反対社会保障法改正その他の政治闘争に於て、又国際自由労連の創立に於て、AFLとCIOが協力した。両者間のかかる友好関係が、合同への気運を醸成するに至つたことも、これを否定し得ないであろう。

そうして凡そ以上の如き事情を背景として、愈々両者の合同が実現するに至つたのである。次にこれについて略述しよう。

① Peterson, op. cit. p. 40.

② Peterson, op. cit. p. 32.

③ cf., Taft, op. cit. pp. 16-25.; Peterson, op. cit. pp. 40-42.

III

AFLとCIOの合同に関する協議は、一九三七年末から既に開始せられている。或時はルーズベルト大統領の斡旋により、又或時は両者の幹部の直接の話し合いにより、合同問題が協議せられた。しかし一九五二年末までに至るそれらの経過の詳細は、^①ここでは省略し、直ちに一九五三年初頭から話を始めたいと思う。

一九五二年末、グリーンとマレーの死去に伴い、ミンニーとルーサーがそれぞれAFLとCIOの新会長に就任したことは、既に指摘した通り、合同問題の前途に明るい希望をもたらした。果して一九五三年初頭、両者の幹部代表二十人(AFL 九人、CIO十一人)をもつて構成する合同統一委員会(Joint AFL-CIO Unity Committee)を設置し、合同問題を具体的に協議することとなり、その最初の会合が四月七日に行われた。その席上、合同のための前提条件として、先ず両者が管轄権争いを停止し、不可侵協定を締結する必要があることに意見の一致を見た。そこで小委員会を組織し、管轄権争いの実情調査を行うこととなつた。調査の結果は、管轄権争いが、徒らに労多くして効果の少ないものであること、いわゆる「引合はないもの」であることが判明した。小委員会は、一九五三

年六月、実情調査報告書とともにAFL—CIO不可侵協定（No-Raiding Agreement）を作成したが、これは両者の関係機関の承認を得て、一九五四年一月一日から、二ヶ年の期限で効力をもつこととなった。この協定は相互の既得管轄権を侵害しないことを約束するものであり、この協定に署名する当事者のみを拘束する。一九五四年六月九日に至って、AFL系の六五組合、CIO系の二九組合が、それぞれこの協定に署名したので、実際は、同月から発効したのである。これによって、両者間の管轄権争いが、休止されることとなった次第である。

同年十月十五日、合同統一委員会は、AFL並にCIO代表各三人をもって小委員会を組織し、統一のための具体的措置を研究することとなった。そうして一九五五年二月九日、合同統一委員会は、この小委員会が作成したAFL—CIO合同協定（Merger Agreement）を承認した。これは両者が合同するための基本原則と合同組織の管理と機構についての大綱を定めたものである。この協定によれば、合同統一委員会が、新合同組織の憲章を作成することとなっており、これが五月二日に完了している。憲章は先の合同協定の基本原則に基き、新合同組織の管理や機構について、より具体的に詳細な定めをしたものである。同年七月二十日には、新合同組織の名称が、American Federation of Labor and Congress of Industrial Organizations と決定され、その旨公表せられた。十二月一日にはAFL、同二日には、CIOがそれぞれ大会を開催して、合同協定並に憲章を可決した。^(註一) そうして、同月五日から八日まで、AFLとCIOの合同大会、続いてAFL—CIOの第一回大会が開催せられ、一千五百万人の組合員を推する自由国家最大の労働組織AFL—CIOが、ここに発足することとなった次第である。

以上は、一九五三年以降、合同が実現するまでの経過の素描であるが、次に新連盟AFL—CIOの管理並に

機構等について、簡単に説明しよう。

新連盟は、AFLとCIOの連合であり且継続である。従つて新連盟の発足によつて従来のAFL並にCIOが解体され、消滅したものと考へられてはならない。両者は、合同の発効する日から、AFL—CIOと言う単一の組織として結合し且存続するのである。^(註二)AFLとCIOの合同は、かかる意味をもつことに先ず注目しなければならぬ。新連盟の憲章は、その第二条に於て、その目的と原則とを掲げているが、その中で特に注目すべきものが三つある。第一は人種、信条、国籍の如何にかかわらず、すべての労働者に労働組合の利益を享受せしめることを促進することである。第二は労働組合運動を、共産主義者又は自由且民主的労働組合の基本原則を無視するすべてのものの破壊活動から防衛することである。そうして第三には、職業別組合並に産業別組合が、何れも労働組合組織の方法として適切・対等且必要である旨を確認したことである。第一はAFL系組合の間に於て従来問題となつた黒人の差別待遇を禁止したものであり、第二は、言うまでもなく、反共、反ファシズム政策の宣言である。新連盟のこの反共政策は、色々な領域で具体化される。例えば、容共組合は加盟を許されず、加盟している組合は、除名される。共産主義者は、会長、副会長、財務・書記長等の要職に就くことが出来ない。第三は、組合の組織原則として、職業別組合主義と産業別組合主義とを対等に取扱う旨を定めたものである。

新連盟は、従来のAFL並にCIOの所属組合をもつて構成せられる。所属組合の管轄権と保全性とは保障される。両者に所属する州並に地方組合組織の統合は、今後二ケ年間に、協定又は話し合いによつてこれを行う。AFLに所属していた産業部門(Trade Departments)は、そのまま新連盟の産業部門として引継がれるが、CIOも、産業別労働組合部門(Industrial Union Department)と言う名称の下に、産業別部門の一つを構成することと

なった。この部門の会長にはルーサーが就任している。新連盟の主要機関を見るに、それは次の通りである。

(1) 大会 (Convention)

連盟の最高決議機関であり、二年毎に開催される。全国的組合は、組合員数に比例して代表者を選出し、この外に直接加盟組合、産業別部門、州並に地方機関もそれぞれ代表者を送り、これら代表者が大会を構成する。

(2) 役員

役員は、会長一名、財務・書記長一名 (Secretary-Treasurer)、副会長二七名である。すべて大会に於て多数決で選任せられる。会長、財務、書記長を執行役員と称する。会長はミンニー、財務・書記長はシュニッツラーが就任したが、何れもAFL系である。副会長は、AFLから一七名、CIOから一〇名の割合で選出され、ルーサーもその一人に選ばれた。これらは何れも合同協定の条項に基くものである。注目すべきは、副会長のうち二名が、黒人であることである。

(3) 執行会議 (Executive Council)

会長、副会長、財務・書記長をもつて構成する。大会と大会との間に於ける連盟の管理機関である。少くとも一ケ年に三回以上開催され、会長がこれを召集する。

(4) 執行委員会 (Executive Committee)

会長、財務・書記長、執行会議によって選出される六名の副会長 (AFL、CIO各三名) をもつて組織される。二ヶ月毎に開催され、政策問題に関して、会長、財務・書記長の諮問に答え且彼等に協力する。

(5) 一般委員会 (General Board)

執行會議の全構成員、加盟の全国的並に國際的組合の会長又は幹部役員をもつて組織する。会長がこれを召集し、毎年一回以上開催される。執行役員又は執行會議の提案する政策問題について裁決を行う。

(6) 組織部 (Department of Organization)

会長の監督の下に、未組織労働者の組織活動を担当する。部長 (Director) によって主宰される。部長は、合同協定に従つて、CIOから選任された。これによつて新連盟が、未組織労働者の組織化を如何に重要視しているかを知ることが出来る。

この外に新連盟は、多数の常設委員会を設置している。ここではそのうちの三つのみにつき簡単に説明しておく。これまでの記述と関連して重要であるからである。即ち、(a)市民権委員会 (Committee on Civil Rights)、(b)政治教育委員会 (Committee on Political Education)、(c)倫理的实践委員会 (Committee on Ethical Practices) の三つがこれである。(a)は民族、信条、国籍による差別待遇を禁止する条項の厳正な適用を監視する任務をもつ。(b)は新連盟の政治教育活動の推進機関であり、(c)は共産主義者の破壊活動防止に協力する機関である。

最後に新連盟の財源について一言しよう。各加盟の全国的並に國際的組合は、毎月十五日までに、組合員一人一ヶ月四仙の会費を、先月分として納入しなければならない。同様にして、直接加盟の地方組合は、一ヶ月八〇仙以上の会費を納入し、更に会員の入会費の一部分を連盟に納入しなければならない。その金額は、一人当り一弗以上たることを要する。又加盟を許された組合は、その都度入会費として連盟に一五弗を納入し、州又は地方中央機関は、連盟に年額二〇弗の会費を支払わなければならない。更に執行會議は、必要ある場合、一ケ年のうち六ヶ月を超えない期間に於て、全加盟組合に対し、組合員一人一ヶ月四仙以下の徴収金を課することが出来る。

そうしてこれらが新連盟の財的基礎となつていたのである。

① cf., Seidman, op. cit. pp. 358-63.

② cf., Seidman, op. cit. pp. 363-68.

（註一） 同時に一九五五年十一月三十日の実行協定 (Implementation Agreement) 並に労働統一実現に関する決議 (Resolution on the Achievement of Labor Unity) を可決してゐる。

（註二） 実行協定第一条に規定せられてゐるところである。AFLとCIOは、埋葬されたのではなくて、新連盟の中で生存し続けていると言う考え方は、AFL並にCIOの組合員に対して、感情的に強く訴えるものがあると言われる。

四

さて新連盟AFL-CIOの誕生は、国内的並に国際的に如何なる影響をもつてであろうか。①新連盟は、組合員総数一千五百万人余を擁する巨大なる組織である。その家族員を包括すれば、実にアメリカ全人口の五分ノ一人々の運命を左右する力をもつと言われる。今後かかる連盟がアメリカの国内に於てもつ社会的・経済的・政治的影響力は、絶大なものと予想される。ミンニーは、「統一には力が存する」と言つてゐるが、新連盟が労働組合の戦線統一によつて發揮する団体交渉の力は、一層強大となるであろう。これは団体交渉と労働協約による労働条件の維持並に改善を最も重要視するアメリカの労働者にとつて、大なる利益と幸福をもたらすであろう。従つて又新連盟は、オートメーションによつてもたらされる第二の産業革命に対処して、労働者の生活権擁護のため闘うであろう。オートメーションの進展に伴う大量失業の防止のために、一週三十時間労働制、労働者の職業

補導並に職業訓練、雇主金額負担の失業手当金支給等が、そのための対策と考えられている。^②

新連盟の結成によつて、労働者の政治活動は強化されるであろう。これは連邦並に州議会に於て、労働者に有利な立法獲得のための政治闘争となつて展開されるであろうが、統一による労働者の政治的発言は、増大するものと予想せられる。社会保障制度、公営住宅、教育制度等の改善、最低賃金の増額（一時間一弗から一弗二五仙に引上げ）、税制の改革、タフト・ハートレー法の改正等々が、当面の闘争目標とされているようである。しかし新連盟の政治活動は、あくまでも従来の民主共和二大政党の下に於て行われる。労働者自身の政党を結成することは、現在のところ問題とならない。しかし反動的経営者団体（NAMを指す）が、労働組合に特定候補者を推せんすることを妨げるような態度をとるならば、新連盟としても、労働者政党を組織する道を選ばざるを得ないであろうと言っている。更に新連盟の活動として注目すべきものに、未組織労働者の組織化がある。このため組織部を新設したことは、前述の通りである。アメリカの組織率は約三〇%と推算されているが、これは西欧諸国並に我国に比較して低率である。従つて未組織労働者を組織化する余地が残されている。化学並に繊維産業、南部諸州に於ける組織化に期待がかけられ、又サラリーマンの組合結成促進が計画せられている。何れにせよ、今後未組織労働者の組織化活動は、強力に推進されるものと考えられる。管轄権紛争に一応終止符がうたれた現在、この方面の活動には好都合であろう。

反共、反ファシズムは新連盟の基本原則であつた。従つて、アメリカ労働組合に於ける共産分子、ファシストその他の全体主義者の追放措置は、今後とも強化せられるであろう。しかし元来強力な容共組合の存在しない米國に於て、新連盟の反共、反ファシズム政策は、国内的よりも寧ろ國際的に重大なる影響力をもつのである。

然らば新連盟の結成は、国際的に如何なる反響を呼んだであろうか。それは今後の自由国家に於ける労働組合の発展並に後進国に於ける組合の育成に大なる刺激となるものと予想される。新連盟も又世界の平和と自由とを促進し、自由にして民主的な労働組合運動の育成又はこれとの協力に積極的援助を与える旨を、憲章に於て規定している。しかし特に注目しなければならないのは、新連盟と国際自由労連との関連である。国際自由労連は、前述の如く、世界労連を脱退した英国労働組合会議、CIO、和蘭労働総同盟等が、AFLと共にこれを結成したものであり、現在は西独のDGBその他自由国家の主要労働組合がこれに加盟している。容共の世界労連に対して、これが反共、反ファシズムの国際労働組合組織であることは言うまでもないが、従来AFL、CIOは、この国際自由労連の内部に於て重要な地位を占め、財政的にもその活動を支援している。新連盟の結成は、国際自由労連に於けるアメリカ労組の地位を強化し、その支配力を増大するであろう。又反共、反ファシズムの政策は、一層強力に推進せしめられることとなる。国際自由労連を通じて、新連盟は、アメリカの外交政策の実現に協力することとなるであろう。新連盟の結成大会には、国際自由労連の会長並に書記長が参加して祝辞を述べ又大会の終了後、ニューヨークで、国際自由労連の執行委員会を開催しているが、これは国際自由労連と新連盟AFL—CIOとの密接不離の関係を物語るものであろう。最近国際自由労連に於けるアメリカ労組の独裁を非難する声もあるが、新連盟が国際自由労連の基礎を愈々強固にすることは事実であろう。これに対して世界労連に対する反響はどうか。世界労連は、最近労働組合戦線の統一を強く世界に呼びかけている関係から、AFLとCIOの合同そのものには、正面から反対していない。それはアメリカ労働大衆の圧力により結成されたものであり、彼等に幸福をもたらすものとして、これを祝福しているが、新連盟の最高幹部の反民主的・独善

的態度と反共政策とを鋭く攻撃している。世界労連としては、当然のことであろう。

かくの如く新連盟の発足は、内外に多大の反響を与えるものであり、アメリカの労働運動史上、文字通り劃期的な出来事である。しかし乍ら、AFLとCIOの合同によって、アメリカの労働組合運動が、今後質的に変化するとはい到底考えられない。それは依然「パウルマンのいわゆる Job conscious unionism」、ホキシシーのいわゆる Business unionism として、その存在を続けるであろう。何んとならば、新連盟は、その憲章の前文に明示してゐるように、「我々の立憲政府の枠内に於て、我々の制度と伝統に即しつつ、民主的手続によって、目的の実現を期する」ものであり、常に「責任をもつて全米国民の利益に奉仕する立場」に立っているからである。元來革新的なもの、イデオロギー的なものに支配されないのが、アメリカ労働組合の特質であると言われる。それは徹底的な実利主義を基礎にしている。AFLとCIOの合同を可能にしたのも、客観的情勢の変化に伴う実利主義の打算であった。新連盟も、この基本線から逸脱するとは考えられぬ。そうしてこれは、これまでの粗雑なる考察からしても、容易に推断し得られるであろう。

① vgl. Meany, G., Grundsätze der amerikanischen Gewerkschaftspolitik. in: Gewerkschaftliche Monatshefte. April. 1956. SS. 212-14.; Merger and the National Welfare, in: Ind. and Lab. R. R. April. 1956. pp. 349—51.

② Meany, a. a. O. S. 213.

(追記) 筆者は、学術振興会内アメリカ経済政策研究委員会の研究テーマとして、昨年度「AFLとCIOの合同問題」を取扱ひ、これに関する稍々詳細な報告書を提出した。この問題に関する文献は、不日公開されるこの報告書に収録しておいたのだから省略した。唯近着の Industrial and Labor Relations Review. vol. 9. No. 3. April. 1956. の The AFL-CIO Merger の特集号として、関係者並に専門家の有益なる論文を掲載してゐることを附言しておく。